



2013/05/14

編集
代田・九条の会
小澤 清子
伊東 宏

itohiroshi1007@gmail.com

ホームページ : <http://www.procyon.sakuraweb.com/>

代田・九条の会News



憲法記念日によせて 朗読と講演のつどい サークル・ポエムと川村俊夫さん

世田谷区の北東部で活動する、代田・九条の会、代沢九条の会と九条の会・まつざわが共同で開催した、憲法記念のつどいが、5月11日（土）の午後、日本ナザレン教団・下北沢教会（代田6丁目）で開かれ、雨の中にもかかわらず、56名が集まりました。

昨年末の総選挙以来、民主党への国民の猛烈な反発と小選挙区制度の「まやかし」とによって、衆議院で多数を占めた自民党を中心とする改憲集団の勢いが増す中、「憲法9条の新たな危機に抗して」をテーマとしてのつどいとなりました。

最初に、大原穂子さんを中心とする朗読サークル・ポエムのみなさんが朗読を披露しました。代田・九条の会の呼びかけ人の一人で、詩人の高岡岑郷さんが自作の詩「明日を生きる」（代田・九条の会ニュース第50号・今年1月号掲載）を朗読し、その後、憲法の前文、柴田とよさんの詩と憲法9条を朗読しました。憲法の文章については、黙読しているのとは違った印象で、「憲法」を聞いた人が多かったと思います。

日本ナザレン教団下北沢教会牧師の諏訪銳一郎さんは、自分がいま強く思っていることを話されました。人の関係を「一刀両断」で考えるのではなく「混沌とした関係」の中で考えることだと言われました。受け取り方は様々だと思いますが、今の状況を考える中で示唆に富んだ言葉だと思いました。

九条の会の事務局員で、憲法会議の代表幹事をしている川村俊夫さんが、「憲法9条の新たな危機に抗して」と題して講演しました。まず、第2次安倍政権の誕生と憲法改悪をめぐる動きについて述べ、安倍首相の「執念」—「在任中に憲法を変える」という言い方で、彼らの並々ならぬ決意のほどを話されました。現国会では日常的に憲法審査会が開催され、足場ならしが進められています。さらに「本丸」である9条に取りかかるのではなく、「手続き条項」に見える96条改正から入ろうとしていることへ注意する必要があると指摘されました。

自民党は、従来からの「解釈改憲」にとどまらず、「明文改憲」に大きく動きを強めています。その内容を、昨年4月の「自民党憲法草案」と「Q&A」を紐解きながら解説しました。自民党の態度が「今まで1度も明治憲法体制を総括したことのない支配層」の考え方であるとして、イタリアやドイツと違いに触れられました。このことの意味は、戦後の日本の軌跡の中で大きな位置を占めているように思えます。いったいあの戦争はなんだったのか、だれが戦争責任を負うのか、アジアの諸国民に対して侵略を謝罪しきっているのか、などあやふやなままなのではないでしょうか。

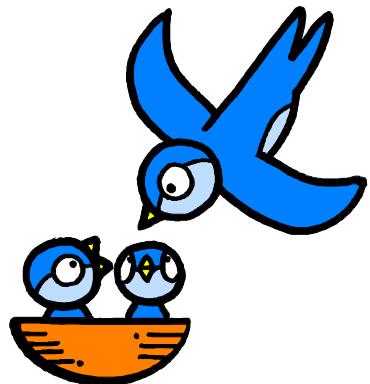
明文改憲に至るまでの間には、解釈改憲の範疇で、集団的自衛権行使ということが大きな問題となってきた、と指摘されました。特に安倍首相の私的諮問機関である安全保障懇談会が、参議院選挙までにいくつかの類型について検討を進めていることに注意を払うべきだと指摘されました。

これに対して、改憲を許さず憲法が生きる社会を目指す側の動きはどうか、という視点で、2004年の九条の会結成以後の世論調査の動向や、3・11震災後の動き—原発、消費税、TPP、オオスプレイなどをめぐるかつてない共同の広がりが生じていることを話されました。こうした運動と憲法問題をどう関係づけていくのか、講演の後の質疑の中で、川村さんは「一致点に基づいて運動することの重要性」を答えていました。

会場からの質疑では、自らの体験に基づいての話が出され、また、これから運動の進め方についても貴重な提起がいくつか出されました。

代沢九条の会の岩村さんが、4月28日の沖縄の集会参加について話をしました。沖縄でのサンフランシスコ条約の受け取り方、今回の政府のやり方に対する沖縄の反応など、中央のマスメディアの伝え方ではわからないことが、はつきり示されたように思います。沖縄のメディアは頑張っている、と思います。

代田・九条の会の野間口至会長は、11月4日（月・休日）に会の結成5周年のつどいを開催し、講師として、高橋哲哉・東大教授を予定していると述べました。



憲法記念日によせて・朗読と講演のつどい アンケート より ①

1 大原穣子さんとサークル・ポエムの皆さんの朗読について

- ・ 9条を深く掘り下げてくれました。人間の心の根底にある（筈の）、9条。皆で守りましょう。
- ・ 各地行脚などで広めてください。
ポエムだから肉声がよいのでしょうか、難聴者はマイクがあったらと期待します。
- ・ もう一工夫。
- ・ 歯切れの良い朗読で判りやすかったです。
国民学校のころを思い出した。
九条は、国民が大きな犠牲の上にかちえた尊い権利であることを再認識した。
- ・ 「ことば」がはっきり丁寧でとてもよかったです。各方面でのご活躍を期待します。
- ・ タイムリーな企画だった。心にひびく朗読でした。
- ・ 「前文」は文章としての品格・志において、名文中の名文といつてもおかしくないと思います。「前文」の朗読を聞いた時、一緒に声を出して読みたいと思いました。声が伝える力の強さを感じました。
- ・ 柴田とよさんの詩や憲法9条の朗読もとてもよかったです。
- ・ 最後に2回ずつ繰返された言葉が、非常に強く耳に残っています。



2 川村俊夫さんの講演について

- ・ 多方面にわたってのお話。全部は理解できなかったのですが、だれ一人、戦争になって生命を落とすようなことは決して決してあってはならないと改めて思いました。
- ・ 「憲法が危ない」ということがよくわかりました。わかりやすいお話をしました。
- ・ テロ・領土問題蔓延の時代に先進的・
先駆的な内容に生命を吹き込もう。
- ・ 誠実な話し方。より多数の方の参加が次回は望されます。
- ・ 「おしつけ憲法」という発想がどこから出ているかよくわかった。
日本の憲法が世界的に素晴らしい憲法であることをもっと認識してほしいものです。
- ・ とても勉強になりました。
- ・ 全体的に大変良いお話をましたが、自民党Q&Aとの対比についてもう少しあかりやすく教えていただきたかった。難しくて理解しにくいところがありました（パネル等を使って、「ここがこう変わる」と具体的に）。
- ・ 非常に良かった。小選挙区制の下で、選挙結果にいつもがっかりしていたが、2004年の「九条の会」発足後の草の根活動の成果として「9条改正」の世論が低下しているという話に確信が持てた。
- ・ 大変わかりやすく、政治の動きなどよく見えてきました。九条の会の、一致点について、政治的な要素を入れすぎないと話は大変参考になった。
- ・ とても勉強になりました。集団的自衛権のこともよく解りました。
- ・ 大変明快で分かりやすく、有難かったです。
現時点で日本の置かれている状況がはっきりしました。



3 今日の集い全体について、ご感想・ご意見など

- ・ 今までこういう会に入るには抵抗がありました。最近の日本の状況を見てこわくなりました。原発の問題、未だに復興していない被災地など、また地震国・日本一自然災害の多いこの国で、何をいまさら、戦争への道を開くのか理解できません。こわい話は聞きたくないけれど、考えなければいけないと思ってここへ来ました。
- ・ 貴重な話に、自分の方向に確信が持てたような気がします。
- ・ 憲法のことを考えたことのない人達にもわかりやすく、理解できる会にしていきたい。
- ・ 日本の社会全体について言えることかもしれません、女性の参加者に比べて、男性の参加者が圧倒的に少なく、情けない限りです。男性諸氏よ、もっと怒れ、声を上げろ!!
- ・ 参加者の意見や質問もよかったです。
- ・ 会場を貸してくださる教会関係の皆様に感謝します。会場の雰囲気がこのようなお話を聞くのに適していて、落ち着いてじっくり伺うことができました。



憲法記念日によせて・朗読と講演のつどい アンケート より ②

4 九条の会の取り組みについての希望や提案など、

- ・なかなか参加できないのですが、せめて自宅から最も近いナザレン教会での集いにはいつも参加したいと思っています。
- ・牧師さんのお話の「混沌に耐えなければならない——一刀両断ではなく」。その通りだと思いました。
- ・「憲法は絶対に変えてはならない」と思います。
- ・より大きくなることを希望します。
- ・気軽に参加できる会でよかったです。このような地道な活動がすばらしい。
- ・地域ぐるみの合同企画は今後も続けてほしい



写真撮影 :代田 5丁目 小澤 満吉

5 その他（何でも結構です）

- ・積極的改正論者でない一般人が憲法論議ができる雰囲気になってきたと喜んでいます。この声にどうこたえるか？
- ・米国のゴードンさんに、日本の女性の立場・権利を憲法に条文化していただいたことに、私は本当に感謝しています。
- ・質疑応答がとても活発であった。
- ・憲法学習会というと肩肘張るような緊張感がありますが、やわらかいやさしい女声の朗読会で始まり、また教会という雰囲気のなかで、くつろぎながら、川村俊夫さんの、人間尊重を貫いた現憲法のお話を聞き、改めて感動しました。参加者のご活動のようすも聞き、元気をいただきました。

『カーキ色に染めさせてはならぬ！』

何よりも大切にしてきた平和主義・国民主権・基本的人権を明示する私達の憲法を、阿倍自民党政権は変えようとしている。改憲が立党以来の最優先目標であると公言妄執する自民党とその補完勢力に、参議院の過半数を与えてはならない。目前に迫った参院選で、改憲勢に一泡吹かせ断念させるため9条の会に参集した私達が、これまで積み上げてきた総力を今こそ結集して彼等のおぞましい企みを阻止しなければならぬ。

改憲目的が何処にあるかを、多くの国民は見抜いているが、手続き問題に焦点をずらし96条から始める手法に私達は騙されない。改憲派の中からさえこんな姑息な目眩ましは邪道だと喝破されている処だが、客觀性を欠く自民党の狡猾な情報操作に惑わされる人が少なくないのも事実で、この厳しい情報競争に私達は立向い、ミニコミやクチコミで巻返し勝たねばならないのだ。

膨大な国債乱発で今年度末には1107兆円（財務省予想）に達する国の借金、見通しなき原発問題の先送り、解釈改憲、沖縄の基地……私達世代は数え切れない多くの負の遺産を若い人達に残そうとしている。この上さらに改憲の策動を許すようなら、次の世代に釈明できなくなるだろう。

何があろうとも、未来に生きる若者に、カーキ色に染まった明日を渡してはならぬ。カーキ色に染められた美しい日本などあるわけがないのだ。

（九条の会・まつざわ・大月 玄之）

4・28 沖縄集会の報告

代沢九条の会：岩村 利一



4・28 国民集会に参加して

「安保条約廃棄・眞の主権回復を求める国民集会」が4月28日お茶の水で開かれ参加しました（600名余が参加）。沖縄でも政府に抗議する1万人集会が行なわれた。

61年前（1952年4月28日）に発効したサンフランシスコ条約（吉田茂首相・アチソン国務長官が調印）によって、日本は形式上独立国となつたが、実質的には米国の軍事的従属国とされた。それはサン条約が全面講和でなく「米国との単独講和」であったことです。日本軍国主義の深刻な大被害を受けた、中国・韓国・朝鮮の代表が、講和会議に出席されず、ソ連など3か国は条約署名を拒否。第3条で、沖縄、奄美、小笠原を日本から切り離し、永久に「米国の支配下におく」無法な規定が持ち込まれた。沖縄では1953年4月、「土地収用令」が発令され、伊佐浜、伊江島など、銃剣と重機で無法な土地拡張が強行され、沖縄の人々の心の深い傷となり、今も続いている痛みです。従って、今日、4・28、は沖縄県民にとって「屈辱の日」であり、日本国民にとって「従属の日」なのです。



『世界でも他に類のない米国の支配・従属国』

1) 米軍駐留を認める規定と連動して結ばれた旧日米安保条約で、米軍が居座り占領が続く「米国の基地国家」とされた。

2) 旧安保条約と同時に「秘密に調印」された「行政協定」(現在の地位協定)で日本の基地提供は「全土基地方式」という米国が欲しいところに、どこでも基地の提供が許される方式をとられ、最も屈辱的方式で基地提供を強いられる日本となり、現在に続いている。(代田5丁目・小澤 満吉)

世田谷・九条の会交流会参加報告

世田谷区内の各地で活動する九条の会の交流会が5月12日、13:00~16:00に世田谷・九条の会事務局のある世田谷民主商工会議室で開かれました。深沢、喜多見、鳥山、まつざわ、尾山台、弦巻・新町、代田などの地域「九条の会」から、および事務局から合わせ14名が集まりました。

はじめに、事務局の高岡岑郷さんより、「憲法96条（憲法改正の手続き）改定の問題点」について次のような報告がありました。

安倍首相は、今夏の参院選で憲法96条の改定（憲法改正の発議条件を2/3から1/2に緩和する）を掲げると公言しています。ここで大勝し、次に「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」を謳う憲法9条を改変し、軍隊を持ち戦争できる国へと日本を変える企みです。しかし、96条の改定は憲法が権力を縛るという近代憲法の根幹となるべき立憲主義の否定につながり、憲法学者から、改憲を是とする学者も含めて批判が上がっています。安倍首相は96条改定の理由に「日本国憲法が改正しにくい」を上げていますが、世界のどの国でも、改定には国会の厳格な審議を必要とする硬性と言われる憲法をおいており、この理由は通るものではありません。最後に、憲法改正是憲法の原則や原理を補強し、憲法をより普遍的なものにする場合のみ正当化される、と結びました。

交流会では、高岡さんへの質問とともに、各地域での活動が報告されました。「憲法96条の改憲に反対する自転車パレード」の行事予定（5月26日に鳥山地区）、「五日市憲法草案と現代」、「原発再稼働を許さず、即原発ゼロを国民の多数派に」、「自民党『日本国憲法改正草案』って何」、「自民党の『憲法改正草案』って、どんなもの?」、「憲法記念日のつどい」などの講演会や行事の紹介がありました。

駅頭での改憲反対の宣伝や署名活動での経験談として、「関心を示さない人の中に、憲法9条や96条の内容を知らない人が少なくない」、との報告が複数の方からありました。憲法をまもり、活かす活動に加え、憲法を浸透させる運動にも力を入れたいとの思いを強くしました。参加者の憲法の改定を許さないという思いも重なり、交流会はいつになく熱気あるものになりました。

最後に事務局より、8周年記念行事について意見やアイデアの提供を、とのアナウンスがありました。
(代田2丁目・坂本 功)

世界各国の憲法改定手続き

(2013. 5. 高岡)

日本	衆参の各院で「総議員の3分の2以上の賛成」で改憲を発議し、国民投票で「過半数の賛成を必要とする」 ※国民投票の有効数の制限決めてない。	(日本国憲法・第96条)
アメリカ	連邦議会の上下両院の3分の2以上、または全州の3分の2以上の議会の請求により発議できる。その後、改正は全州の4分の3以上の州議会（または州の憲法会議）によって承認されると効力を有する。 （米合衆国憲法・第5条）	
フランス	上下両院の過半数の賛成で発議される。次に両院合同会議で5分の3以上の賛成または国民投票で過半数の賛成で成立する。必ずしも国民投票は必要でない。しかし、憲法改正の際は議会の選挙が行われる。 （フランス1958年憲法・第89条）	
ドイツ	連邦議会議員の3分の2以上で可決後、連邦参議院の3分の2以上の同意で改正。 （ドイツ連邦共和国基本法・第79条）	
イタリア	両院の過半数で発議。その後3カ月以上経過してから、両院の3分の2以上の賛成（または国民投票の過半数）で承認。	
スペイン	①全面改正等の特別な場合は極めて厳格。両院の3分の2以上で可決→議会の両院の解散と総選挙。→再び、両院の3分の2以上で可決→国民投票の過半数で改正。 ②通常の場合。議会の各院の5分の3以上で可決。さらにいずれかの院の議員の10分の1以上の要求がある場合は、更に国民投票が必要。	
ロシア	そもそも人権規定は改正できない。それ以外は、上下両院の5分の3以上で発議。そこで選挙で憲法制定会議が選出される。これが国民投票にあたるが、憲法制定会議は3分の2以上で承認するか、それともさらに国民投票に付するかを決める。 国民投票になったら、有権者の過半数の参加、投票者の過半数の賛成で承認される。 （ロシア連邦憲法・第134～135条）	
スウェーデン	国会（一院制）が改正案を2回議決。この間に国会の総選挙が行われなければならない。さらに国会議員の3分の1以上が改正案を国民投票にかけるとした場合、国民投票が行われる。	
フィンランド	国会（一院制）で過半数の賛成により改正案を発議後、次の選挙をまたいで再び審議され、今度は3分の2以上の賛成によって改正が成立する。	
デンマーク	国会（一院制）が改正案を発議。まず国会の総選挙が行われ、選挙後の国会で改正案を無修正で再議決できたならば、国民投票が行われる。投票数の過半数の賛成かつ全有権者の40%以上の賛成で承認される。	
オランダ	下院が改正案を過半数で発議した後、解散。→ 総選挙後の国会で 両院の3分の2以上の賛成で改正は承認される。	
ベルギー	連邦議会（両院制）が改正の発議を行い、その後、両院は解散・総選挙を行い、次の国会で両議院の3分の2以上で可決すれば改正が承認される。	
スイス	連邦議会の議決のみで行うことが出来る。ただし、両院のいずれかが改正に同意しなかった場合、国民投票を行い、過半数が賛成したとき、再び両院を選挙し、その上で改めて審議を行う。 （スイス連邦憲法・第192～194条）	
カナダ	上下両院の過半数で可決後、3分の2以上の州の議会による承認を要する。かつ、全国人口の過半数がこの州に含まれなければならない。 （カナダ憲法・第38条）	
韓国	国会の3分の2で発議され、国民投票で投票者の過半数の賛成で承認される。ただし、投票者は有権者の過半数でなければならない。 （大韓民国憲法・第128～130条）	

日本国憲法 第9章 改正

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。



極めて重要な選挙、近づく

6月23日（日）の東京都議会選挙、7月21日（日）の参議院議員選挙が近づいてきました。昨年末の衆議院議員選挙以来の、9条をはじめとする憲法の動きにとって、たいへん重要な選挙になります。

自民党は、今回の選挙においても議席数を増加させ、改憲に持ち込もうとしています。この策動を何としても食い止め、国民世論を「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」に基づく現憲法の理念の実現の方向に向けていかなければならないと思います。

集会等の紹介

5月26日（日）午後1時半～ 砧・大蔵九条の会・第21回平和のつどい

私たちの暮らしとTPP

映画「知ってますか？TPPの大間違い」（農山漁村文化協会制作）

話題提供 酒井 勇治（砧4丁目住在）

会場：大蔵地区会館1F第一会議室

資料代：300円

連絡先：砧・大蔵九条の会 竹内 純子（Tel 3416-6015）

6月2日（日）午前11時～午後2時 原発ゼロをめざす中央集会

会場：東京・明治公園

午後4時～7時

反原発☆国会大包囲

場所：国会議事堂周辺

6月8日（土）午後1時半～4時半 九条の会事務局主催学習会

「イラク派兵違憲判決を今、どう活かすか」

川口 創さん（イラク派兵違憲訴訟弁護団事務局長）

「憲法9条と96条改悪論」 山内 敏弘さん（一橋大学名誉教授）「

会場：在日本韓国YMCA地下ホール（東京・水道橋駅下車）

参加費：1000円 予約受付中

主催：九条の会事務局 FAX03-3221-5076、電話 03-3221-5075

日本国憲法

前文

日本国民は、正に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由来し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

國の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

～私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう～

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。

また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。